

業務委託契約書（案）

公立大学法人福島県立医科大学（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、2025年版福島県立医科大学パンフレット制作業務委託（以下「委託業務」という。）について、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

（業務の委託）

- 第1条 甲は、委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を履行するものとする。

（委託業務の内容）

- 第2条 甲が、乙に委託する業務の内容及び数量は、別添仕様書のとおりとする。
- 2 乙は、仕様書に基づき、成果品を甲が指定する期日までに納品するものとする。
- 3 納品された制作物に関する一切の著作権は、甲に帰属するものとする。
- 4 本委託業務による制作物は、甲による二次使用を認めるものとする。なお、甲が二次使用するに当たり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することが無いよう、乙は制作に当たっては必要な許諾を得るものとする。

（委託期間）

- 第3条 委託業務の委託期間は、契約締結日から令和7年6月30日までとする。
- 2 乙は、業務に着手する際は、「着手届」を甲に提出するとともに、成果品を納品する際は、併せて甲に対して「完了届」に必要書類を添えて提出するものとする。

（委託料）

- 第4条 委託料の額は、総額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（委託料の支払）

- 第5条 甲は、乙から第3条第2項の「完了届」の提出を受け、完了検査を実施するものとし、検査に合格したときは、乙は甲に対しその報告をした後に委託料の請求をするものとする。
- 2 甲は、乙からの請求書を受理した日の翌月の末日までに委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、その責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合は、乙に対し前項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じ、納入未済相当額に年利2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）を遅延利息として支払うものとする。

（契約保証金）

- 第6条 乙は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第1項ただし書に規定する場合に該当するときにおいては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 乙の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第40条第1項の規定により甲に帰属する。

(納期の遅延、延長措置)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に成果品の納入が見込めないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。この場合の遅延利息は第5条第3項によるものとする。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(秘密の保持等)

第9条 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた情報については、善良な管理者の注意義務をもって取り扱うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 甲の指示した目的以外に使用し、第三者に提供してはならない。

(2) 甲の許可なく複製又は複製してはならない。

(3) 取扱い及び保管に関し、紛失、流出、盗難等の事故が生じたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(委託業務の立合い)

第11条 乙は、甲が必要と認めたときは、甲の立ち合いのもとで、委託業務を処理するものとする。

(委託業務の処理)

第12条 乙は、甲の指示に基づいて委託業務を処理するものとする。この場合において、乙の責に帰すべき事由により、甲の指示どおり委託業務を処理できない場合は、甲の承認を受けて、乙の責任において、甲の指定する期日までに当該業務を終了しなければならない。この場合における当該処理に要する経費は、乙の負担とする。

(再委託)

第 13 条 乙は、本件業務の全部又は一部を、甲の書面による事前承諾なしに第三者に再委託してはならないものとする。

2 乙は、前項に基づき本件業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という）に委託したときは、本契約に基づき乙が甲に対して負うものと同様の義務を再委託先に負わせるものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

3 乙は、再委託先に委託した業務の全部又は一部を、再委託先から更なる第三者へ再委託させてはならないものとする。

4 甲は、必要に応じ、乙に再委託先の見直しを求めることができるものとする。

5 本契約が終了したときは、再委託先に対する本件業務の再委託も同時に終了するものとする。

6 乙は、再委託を中止する場合は、甲にその旨を事前に書面により通知するものとする。

（協力義務）

第 14 条 甲乙双方は、委託業務の処理に当たっては、互いに協力するものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第 15 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

（契約の解除等）

第 16 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をすることができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 乙の責に帰すべき事由により契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込みがないと認められるとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し30日前まで書面で通知をした上で契約を解除することができる。
- 3 甲は、第1項の規定により契約の解除をしたとき、又は乙の責により生じた損害については、損害賠償の請求をすることができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことの出来ない事由による解除の場合は、この限りではない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

- 第18条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（談合による損害賠償）

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第16条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の

確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日付け公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第 20 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（協議）

第 21 条 この契約に疑義が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第 22 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 福島県福島市光が丘 1 番地
氏名 公立大学法人 福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一

乙 住所
氏名